

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人中川徳生会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、当法人の定款第5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、当法人定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 役員のうち、常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とし、週4日以上当法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 役員のうち、非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 評議員 報酬
- (2) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (3) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の理事の報酬は、各年度の総額が100,000千円を超えない範囲で支給することとし、別表1に定めるとおりとする。
- (2) 退職慰労金は別に定める役員退職慰労金規程による。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2の通りとする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2の通りとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与支給規程第6条の規定に準じて支給）
- (2) 退職慰労金は任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

付則 この規程は、平成30年6月27日より施行する。

別表1 常勤理事の報酬

	月額報酬
理事長	2,500千円までの範囲内
業務執行理事	2,000千円までの範囲内
理事	1,500千円までの範囲内

※報酬額には賞与を含む

別表2 評議員、非常勤理事、監事の報酬

区 分	報酬の額
職務遂行における出勤(半日につき)	40,000円
評議員会・役員会への出席のみ(1回当たり)	20,000円
決算時における監事監査実施時の報酬	20,000円